

地方独立行政法人川崎町立病院令和3年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

第2 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 地域における医療供給体制の維持

川崎町唯一の公立医療機関として現状体制を維持し、高齢化する地域の現状を踏まえて多様化するニーズに応えることが出来るように努める。

現状の診療科目並びに病床機能を維持し、地域医療構想の中で自院の役割を認識した上で、病床再編計画に基づき実施する。

(2) 救急医療の取り組み

地域住民の救急医療のニーズに応えるため、救急告示病院としての役割を果たし救急医療に貢献することとし、田川地区病院群輪番制における内科二次当番年間33回を円滑に実施するために人員体制等を確保する。また、受け入れ体制の充実を進め、救急医療懇親会及び公的病院会議等に参加をしながら消防署や地域医療機関と連携を強化する。また、自院で受け入れ対応が困難な場合については、地域の急性期病院等と緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により迅速かつ適切な対応を行う。

(3) 患者満足度の向上

患者満足度調査やご意見箱の苦情や意見要望等については、情報収集や分析を行い、患者満足度向上を図る。また苦情等について、迅速に対応するためクレーム対策委員会を開催する。

インフォームドコンセントについては、説明と同意に関する方針と手順を明確にし、患者や家族が診療内容を適切に理解し、納得した上で患者自身が診療内容を選択できるように、十分な説明を行う。また、説明した内容については診療録に記載を行う。

(4) 医療安全対策の充実

月1回、院内の医療安全に関する情報収集や分析をリスクマネージャー会議で行い、事故防止に向けた活動を医療安全対策委員会で協議し、また、外部の医療安全に関する情報収集や業務改善事例を参考にする。関連する研修会に参加し、習得した知識等を自院の事故防止に活用し、医療安全対策の徹底を図る。

院内感染防止対策の実施については、院内感染対策委員会を中心にマニュアルや各種指針等を整備し、標準的予防策の徹底を行う。新型コロナウイルス感染症等、各種の感染に対し対策を講じ、感染防止の徹底を行う。また、針刺し事故等の職業感染の防止策を実施する。

(5) 快適な医療環境の提供

快適な医療環境を提供するため、必要に応じて、環境整備や施設の補修・改善などを実施する。高齢者、障害者、身体機能低下がみられる患者に配慮した院内環境の整備に努める。また、外壁補修工事の補修・改善の実施を検討する。

(6) 法令・行動規範の遵守

①法令・行動規範の遵守

医療法等の関係法令を遵守する。行動規範と職業倫理について、職員を意識向上を図るための、啓蒙活動を行う。また、ハラスメント防止規程に基づき、ハラスメントのない職場づくりを図る。

②医薬品管理体制の充実

薬品の適正在庫、品質、保管、取扱等の管理体制の充実を図る。また医薬品紛失事故の再発防止策等を含め、法令及び自院の「医薬品業務手順書」、「看護業務手順マニュアル」を遵守し、必要に応じて各種手順書の改訂を行う。

③診療情報開示等の適切な対応

診療情報等の個人情報保護については、個人情報保護に対する基本方針をもとに適切に行う。また、患者及びその家族からの診療情報開示請求に関しては、個人情報保護に関する取扱要領に沿って適切に対応する。

(7) 地域の医療機関との連携

近隣の急性期病院との連携を行い、後方支援病院としての役割を果たす。自院で対応が困難な専門外の症例や高度で専門的な医療設備がある医療機関への受診が必要な場合は、地域医療連携室が窓口となり、適切な連携先に円滑に紹介できるように、地域の収獲病院との連携強化及び機能分担の推進を行う。また、訪問活動等を通じ、診療所及び介護施設等との連携を深め、外来診療・入院加療・退院支援・在宅復帰までシームレスな医療供給体制の強化を図る。

(8) 地域包括ケアシステムの推進

高齢化が進む地域の実情から、地域包括支援センターや医療・介護福祉施設等との連携強化を図るとともに、協働して地域包括ケアシステムの推進を行う。また、町の保健センターとの連携強化を図り、住民の健康増進及び予防を図るため、理学療法士や作業療法士等による介護予防体操等の行事企画を行う。また、患者が退院後に自宅等で安心して療養生活を営む為に町の高齢者福祉課、福祉課、包括支援センター等関係部署及び地域の医療機関との連携を図り、問題解決を行う。

(9) 災害時における体制及び訓練

大規模災害や公衆衛生上重大な感染症等の被害が発生及び発生しようとしていることを想定した場合には、川崎町災害対策本部や田川地区の災害拠点病院等と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。また、院内においては年2回の消防訓練を実施する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成に関する事項
医療者の人材確保

(1) 医療スタッフの確保

① 医師の人材確保

自院が提供する医療水準の維持向上を図るため、主に九州大学と福岡県保健医療介護部医療指導課との連携を図り、九州大学からの内科並びに眼科の医師派遣と福岡県からの派遣医師を2名以上確保する。同時に、常勤法人職員医師の確保も行う。

② 看護師及び医療技術職員等の人材確保

福岡県内の養成校等との連携、院内の教育体制の充実、労働環境の向上に取り組み人材確保を行う。職員募集については、医療法、施設基準を遵守すると共に、業務量や休暇取得状況等を把握したうえで、計画的な人員採用を行う。募集方法については、ハローワーク、新聞広告、ホームページ等を活用する。

③ 育児支援等による人材確保

早期の職場復帰や育児と業務の両立が可能な職場環境づくりを行う。

④ 障がい者の人材確保

国が定めた法定雇用率を遵守し、当事者が働きやすい職場環境を提供する。

(2) 職員の人材育成

①医療者の人材育成

医師、看護師、医療技術の各部門において、重要度と必要性を十分に考慮したうえで研修計画を立案する。計画に基づいて研修を実施し、専門性及び医療技術の向上を図る。また、研修終了後には、研修内容の伝達を各部署にて行う。

②事務部門の人材育成

町の派遣職員からプロパー職員へ移行していくことから、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成するため、研修会等に積極的に参加し、民間病院の手法等を学び、経営の専門性を高めるように取り組む。また、若手職員に関しては、病院規模や事務職員の人員から考えた場合、一般事務だけでなく、医事、用度、財務等の研鑽が出来る体制を作る。

1、 経営管理機能の充実

(1) 安定した経営体制の維持

公立病院としての使命を果たすため、ビジョンを明確化し、内部及び外部環境を分析した上で、効果的な経営戦略や戦術のもと、健全な医療経営を行う。また、経営企画会議で目標や課題などに対し適切かつ迅速に対応する。

(2) 収益の確保

現在の医師及び看護師等の必要人員数、診療科等の診療機能を維持する。医療制度や診療報酬制度を熟知し、動向を見据えながら、自院の役割と、患者ニーズを踏まえた医療サービスの提供を行うことで、病床利用率の向上及び、外来患者の確保を行うことで、安定的な収益の確保を行う。

また、地域連携の強化、施設基準の新規届出や類上げ、高度医療機器の有効活用に努め、経営の質の向上を図る。未収金の未然防止策と早期回収を行う。

令和3年度目標

入 院		外 来	
入院患者数	入院診療単価	外来患者数	外来診療単価
一般 17,520 人	23,800 円	内科 16,110 人	17,000 円

療養 13,870 人	18,300 円	眼科 4,800 人	8,000 円
白内障手術 116 件	198,730 円	その他 150 人	8,000 円

(3) 費用節減

費用削減の具体策として、高額な医療機器等は、適正な価格での購入を行う。医薬品や診療材料については、適正な在庫管理のための定量発注方式等を検討し実施する。ジェネリック医薬品の採用率の向上を図る。また、経費節減に関する情報収集を行い、可能性のあるものは、採用を検討する。

(4) 人事評価制度の構築

職員のモチベーション維持・向上を図るため、職員の努力を反映した人事及び昇任、昇格制度の整備を実施する。制度構築の準備として、研修会や独法病院等を通じ、人事評価制度に関する情報収集を行うと共に、現行制度勤務評価制度の見直しの検討を行う。

3、財務内容の改善に関する事項

将来の設備投資に向けた財源の確保
多額な財源を必要とする病院の建替えや改修のために、他の地方独立行政法人病院の例を参考にしながら、将来の設備投資に備えた財源の確保の方法を検討する。

第4 その他の業務運営に関する重要事項

新しい事業に伴う施設整備及び医療機器整備に関する計画

①新規事業等の実施

電子カルテシステム導入等の新規事業に関しては、その都度準備委員会を設置し、内容等については十分な検討を行う。

②医療機器の整備

医療機器の新規購入や買替については、各年度における医療機器の購入計画を明記し、収益向上に寄与するものを優先的に検討するとともに、購入後の保守や部品交換等を考慮し計画を行う。

第5 予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び資金計画

業務運営体制の効率化に関する目標を達成するための計画を確実に実施することにより、全体の財務内容の改善を図る。

- 1 令和3年度 予算 別紙1
- 2 令和3年度 収支計画 別紙2
- 3 令和3年度 資金計画 別紙3

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額 3億円

- 2 想定される理由

現時点では想定できないが、万一の資金不足への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の用途

決算において剰余金が生じたときは、将来の投資（病院建物の整備、修繕、医療機器の購入等）及び地方独立行政法40条により処理する。

第9 地方独立行政法人川崎町立病院に係る地方独立行政法人法等の施行に関する規則第4条で定める事項

1、中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

年度項目	R1	R2	R3	R4	中期目標 期間償還 額	次期以降 償還額	総債務償 還額
移行前地方 債償還債務	392	299	202	101	392	0	392

(2) リース債務

(単位：百万円)

	償還期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
医療機器等	令和 元年度 ～ 令和 4年度	41百万円	0百万円	41百万円

令和3年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	1,057,899
医業収益	1,005,904
運営費負担金収益	37,991
その他営業収益	14,004
営業外収益	41,895
財務収益	10
運営費負担金収益	25,634
補助金等収益	2
その他営業外収益	16,249
臨時利益	1
資本的収入	67,599
運営費負担金収益	0
その他資本収入	67,599
その他収入	0
計	1,167,394
支出	
営業費用	1,086,030
医業費用	1,038,626
給与費	613,910
材料費	245,191
経費	142,841
減価償却費	31,612
資産減耗費	2
研究研修費	5,070
一般管理費	47,404
営業外費用	9,700
臨時損失	720
予備費	10,000
資本支出	115,250
建設改良費	1

医療機器購入費	3, 000 0
企業債元金償還金	1 0 1, 400 0
リース債務償還金	1 0, 849 0
奨学金貸付金	0
その他の支出	0
計	1, 221, 700 0

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

令和3年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	1, 099, 795
医業収益	1, 057, 899
運営費負担金収益	1, 005, 904
資産見返補助金戻入	37, 991
資産見返物品受贈額戻入	0
その他営業収益	14, 004
営業外収益	41, 895
運営費負担金収益	25, 634
補助金等収益	2
その他営業外収益	16, 259
臨時利益	1
支出の部	
営業費用	1, 106, 450
医業費用	1, 050, 700
給与費用	1, 003, 296
材料費	613, 910
経費	222, 901
減価償却費	129, 855
研究研修費	31, 612
一般管理費	5, 018
営業外費用	47, 404
臨時損失	45, 030
	10, 720
純利益	-6, 655
目的積立金取崩額	0
総利益	-6, 655

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

令和 3 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	1, 351, 991
診療業務による収入	1, 167, 384
運営費負担金による収入	1, 019, 908
その他の業務活動による収入	131, 224
臨時利益(特例債元金の1/2)	16, 251
投資活動による収入	1
運営費負担金による収入	10
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	10
長期借入による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前年度繰越金	184, 597
資金支出	
業務活動による支出	1, 351, 991
給与費支出	1, 067, 117
材料費支出	661, 314
その他の業務活動による支出	245, 191
投資活動による支出	160, 612
有形固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	112, 249
長期借入金返済による支出	112, 249
移行前地方債償還債務の償還による支出	101, 400
その他の財務活動による支出	10, 849
次年度への繰越金	172, 625

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。